

会務月報 第458号

発行 一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■令和3年3月通常理事会 (Web会議)

1. 日 時 令和3年3月18日(木) 13:30~15:25

2. 場 所 日事連会議室

以下の役員は、Webにより出席した。

理事 岩本茂美、戸田和孝、庄司雅美、木下賀之、丸川眞太郎、
藤原 薫、舟幡 健、小林正澄、上野浩也、霜村將博、
相原清安、石崎和志、伊藤公績、柏本 保、加藤 彰、
金子康男、栗田政明、坂本忠志、佐野吉彦、富樫 亮、
仲摩和雄、西森敬祐、浜田 優、本澤 崇、村田良太

監事 三好定和

3. 理事総数及び出席理事数

総数35名、出席数32名

なお、Web会議システムについて、全出席者間で音声及び映像が
双方向で伝わる環境となっていることを、事務局が会議開始直前に
確認した。

4. 出席者及び欠席者の氏名

出席者

会 長 児玉耕二

副 会 長 岩本茂美、戸田和孝、庄司雅美、白井 勇、
木下賀之、丸川眞太郎

専務理事 居谷献弥

常任理事 藤原 薫、舟幡 健、小林正澄、上野浩也、霜村將博、
南 孝雄

理 事 相原清安、石崎和志、伊藤公績、井上勝徳、柏本 保、
加藤 彰、金子康男、栗田政明、坂本忠志、
佐々木宏幸、佐野吉彦、瀧本裕之、富樫 亮、

仲摩和雄、西森敬祐、浜田 優、本澤 崇、村田良太

監 事 三好定和

事 務 局 前田敏明、千浜民子、伊東眞理、鈴木雅之、
野出友樹、三浦知子、吉田茂

欠席者

内田要理事、川元茂理事、宮原浩輔理事、栗原信幸監事

5. 議 事

(1) 議長の選任

児玉耕二会長が議長に選任された。

(2) 議事録署名人の確認

定款第45条第2項の規定により、議事録署名人は以下の者
であることが確認された。

児玉耕二会長、三好定和監事

(3) 議決事項

1) 常任理事会専決事項の承認の件

① 令和2年度収支予算変更の件

居谷専務理事より、資料1によって次の趣旨の説明がなさ
れた。

令和2年度収支予算について、単体会へのコロナ対策支援
金の支出に伴う科目の設定並びに福井大会の中止・延期及び
対面による会議の減少に伴う関係支出科目の変更を行いた
い。

以上の常任理事会で決定した令和2年度収支予算変更
について議長より諮ったところ、資料1のとおり承認した。

2) 特定資産の科目改廃・組替えの承認の件

居谷専務理事より、資料2によって次の趣旨の説明がなされ
た。

日事連の財務改革について、総務・財務委員会及び財務改革
WGで検討した結果、改革のひとつとして、一般会計の特定資
産を目的に即した科目に組替え、活用を図ることとした。令和
3年度に「事務所移転等積立預金」を全額取崩し、新たに「単
位会組織強化支援金積立預金」及び「災害準備積立預金」を設
定する方針を常任理事会で了承し、令和3年度予算案に反映さ
せている。

議長より、特定資産の科目改廃・組替えについて諮ったところ、資料2のとおり承認した。

3) 令和3年度事業計画及び収支予算の承認の件

居谷専務理事より、資料3-1によって令和3年度の事業計画策定、総務・財務、教育・情報、業務・技術、広報・渉外、指導運営、法制度対応、災害対策及び適合証明業務登録機関に関するそれぞれの事業計画の内容の説明がなされた。

続いて居谷専務理事より、資料3-2によって一般会計及び適合証明業務登録機関特別会計の令和3年度収支予算について、次の趣旨の説明がなされた。

日事連の設立以来、基本会費は各会一律としてきたが、比較的財政基盤の弱い小規模な単位会を支援するため、構成員数に応じた算定方法に変更する予定である。一般会計の基本会費収入は、6月総会での会費規程の変更を前提とした額を計上している。また、適合証明技術者の登録件数の減少等多大な減収により、2会計間の経費按分率を一般会計92%、適合証明業務登録期間特別会計8%とした。

以下の趣旨の発言がなされた。

伊藤理事一長野会では、事務所登録変更に関わる手数料が県からもらえていないが、他会でも同様の状況であるなら、全国的に手数料がもらえるよう働きかけてほしい。

居谷専務理事一北海道東北ブロックから、事務所登録に関わる手数料の全国的な見直しの活動が必要ではないかとの意見があり、総務・財務委員会を中心に、更新の手続きも併せて実態を調査する予定である。

児玉会長一変更の手間等の実態を把握しようと動き出したところである。

岩本副会長一福岡県では条例で定められている。皆さんも地元の状態を調査されては。

本澤理事一組織強化助成金支出の予算は、ブロック内に設置する青年部の活動も対象としているのか。

また、単位会組織強化支援金支出の予算は、事業計画の青年部会等の設置推進にリンクしているのか。

児玉会長一組織強化助成金支出は、ブロック内の活動・交流に充てることを含んでいるが、その額等は、ブロックの裁量に任せている。単位会組織強化支援金支出は、青年部会等の設置推進というよりは、会員増強、新規事業の研究及びデジタル化の促進等を想定している。

議長より、令和3年度事業計画及び収支予算について諮ったところ、資料3-1及び資料3-2のとおり承認した。

4) 第44回建築士事務所全国大会（熊本大会）の実施要領の承認の件

岩本熊本大会運営特別委員長及び熊本会会長の南常任理事より、資料4によって次の趣旨の説明がなされた。

熊本大会は、大会テーマを「大自然の驚異に耐えて今そして未来へ」、大会スローガンを「環境の変化に立ち向かい歴史と伝統を守りながら、新しい建築文化とまちづくりに挑戦する。」として、10月1日を中心に熊本城ホールを会場として開催する。1人当たりの大会参加費は4,000円、パーティ参加費は12,000円、収支予算額は3,500万円である。

また、大会式典前日午後には、ラソールガーデン・熊本で青年話創会を開催する。エキスカーションで、一般の人が立ち入れない熊本城の改修工事現場を見学できるよう、熊本城管理事務所と交渉中である。

議長より、第44回建築士事務所全国大会（熊本大会）の実施要領及び収支予算について諮ったところ、資料4のとおり承認した。

5) 令和3年度共同要望運動の実施の承認の件

南広報・渉外委員長より、資料5によって次の趣旨の説明がなされた。

令和3年度の共同要望書も、要望先に目を通してもらいやすく、限られた時間で端的に要望内容を伝えるため、昨年度と同様、4項目の骨子のみとするが、各項目にタイトルを付け、一部文言を追加した。単位会の希望に応じて、①早期（4月から6月）または②通常期（7月以降）の2つの時期に実施できるよう、印刷物と電子データ（PDF）を日事連で作成し提供

する。

議長より、令和3年度共同要望運動の実施について諮ったところ、異議なく、これを承認した。

(4) 報告事項

1) BIMセミナーの実施について

佐野BIMと情報環境WG主査及び居谷専務理事より、資料7によって次の趣旨の説明がなされた。

BIMの導入に至っていない事務所及び活用できていない事務所に向けて、BIMのメリット・活用事例を紹介することにより、BIMに対する懸念点の解消を図り、導入を検討・判断してもらうための情報を与えるため、各単位会にて講習会を開催すべく、DVDを作成する。4月以降に各単位会へ案内する予定である。

2) BIMガイドラインの策定について

佐野BIMと情報環境WG主査及び居谷専務理事より、資料8によって次の趣旨の説明がなされた。

BIMでデジタル情報の一貫性を確保し、建築物の設計・施工や維持管理・運用までの建築全体の生産性向上等に繋がるかたちでの活用をすすめる上で、関係者間であらかじめ共有することが有効な内容を標準ワークフローなどとして整理したガイドラインが、建築BIM環境整備部会で取りまとめられた。

建築設計三会（日事連、士会連及びJIA）は、設計・監理においてBIMが積極的に活用されるためには、より具体的な準備が必要と考え、同部会から公開された内容を検証し、設計段階で作成したBIMに実技段階に必要な情報を加えて、維持管理段階での活用を円滑に作り上げるため、以下の三点について取り組むこととした。

①各ステージにおける主なオブジェクトの形状情報と属性情報量の整理

②オブジェクトレベルの整理を基に、設計から施工へ引き渡す具体的な内容と引き渡し時に残すべき具体的な内容を整理・検証

③BIM業務仕様書とBIM実行計画書の雛形の検討・作

成

3) 建築物省エネ法の改正及び講習会の実施状況等について
居谷専務理事より、資料9によって改正建築物省エネ法講習の開催結果等について次の趣旨の説明がなされた。

令和2年10月より、小・中規模非住宅建築物の設計者を対象に、21府県23会場にてDVD講習を実施し、653人が受講した。また、日事連及び単位会で講習会テキストを5,269部配布、日事連ホームページにもテキストデータをアップし解説動画を公開したところ、延べ2,829回視聴された。その他、受講者・視聴者向けにアンケートを実施し、2月には更新したテキスト及び説明義務制度に関するFAQをホームページに公開した。

4) 管理研修会テキストの大改訂の検討について

居谷専務理事より、資料10によって次の趣旨の説明がなされた。

平成24年度から実施している「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」用のテキストは5年ごとに見直すこととし、平成29年度テキスト改訂の際にテキストの名称を「これからの建築士事務所の経営と展望」に変更し、5年経過後の令和3年度まで使用する予定である。令和4年度からの改訂版執筆のため、教育・情報委員会のもとに「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会テキスト改訂WG（主査 宮原理事）」を設置し、令和4年4月を目途にテキスト完成・7月より改訂版テキストにより研修会開始としたい。

5) マンション計画修繕工事設計監理約款の検討の開始について

居谷専務理事より、資料11によって次の趣旨の説明がなされた。

現在、マンション大規模修繕工事の設計業務に適合した業務委託書・契約約款が無いため、管理組合等（発注者）が設計コンサルタント等へ業務委託をする際、契約業務の内容が不明確なままに業務委託を行い、トラブルが発生している。そこで、マンション大規模修繕に関連する団体6社で構成された「マンション修繕設計・監理業務契約約款作成協議会」より、四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約約款調査

研究会に対し、平成27年度2月改正「四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約約款」をベースにしたマンション修繕工事の設計監理のための約款及び業務内容書の作成依頼があった。設計四団体では、今後さらに増加すると思われるマンション大規模修繕工事の設計業務委託に係る課題解決に貢献するため、受諾することとした。本会からは、四会契約約款専門担当委員の板橋弘和委員（主査）及び越阪部三男委員を派遣し、検討する。

6) 押印・書面の見直しに係る法改正事項について

居谷専務理事より、資料12によって次の趣旨の説明がなされた。

行政等へ提出する申請書等への押印の見直しについては、既に1月に改正されているが、法改正が必要な押印・書面の見直しに関しては、デジタル社会形成関係法律整備法の中で、建築士法も含め48法律が一括改正される。これにより、国民の利便性の向上及び負担の軽減を図るとされている。押印の見直しの内容は、押印を義務付ける規定につき本人確認・意思確認等の観点から横断的に検討を行い、見直すこととされたもののうち、法律に根拠を有するものを対象とする。

書面の見直しの内容は、当事者の承諾がある場合に、書面の交付に代わり電磁的記録による提供を可能とし、原則として技術的な改正で足りるものが対象とされている。施行期日は令和3年9月1日で、一部については、公布から1年以内である。

7) 既存住宅状況調査講習考査委員会委員について

事務局より資料13によって、令和3・4年度の既存住宅状況調査技術者講習考査委員会の委員構成について報告がなされた。

8) 会員・構成員異動報告

事務局より資料14によって、令和2年11月から令和3年2月の単体会別構成員数及び賠償責任保険加入者数等の報告がなされた。

9) その他

①BIMについて

藤原常任理事—地元で3年に渡りBIMのセミナーを実施したが関心が高まらない。BIMを導入しないと事務所はどうなるのかというシナリオを示してもらえるとやり易い。

佐野理事—前向きな言い方をすると、BIMを活用すれば事務所の仕事が広がる。建築主の大事なデータを預かり運用する形なので、それを活かすと維持管理等、次の仕事に繋がる。発注者・事務所双方にメリットがあるということをPRしたい。

佐々木理事—設計プロポーザルに対して、表現が自由になっているのでパースも付けられる。一般的なCADで表現したものに比べ、かなり見映が違う。プロポーザルで仕事をする場合は、BIMを使った方が有利になる。

村田理事—設計業界だけに限定すると話が広がらない。確認申請機関・建設会社とのデータのリンクという形もBIMの良いところだと思う。建築設計三会に限らず、建設業の団体との繋がりも検討してほしい。

本澤理事—BIMに関して、コロナ禍でも、リモートで同時に協働してモノが作れるということは、良いのかなと感じていた。BIMを活用することにより、出産を控えた女性や家庭の事情で働きに出られない人を就業させられる等、働き方改革に繋がる事例もあった。

②事務所登録事務に関わる「その他業務」の手数料について

柏本理事—兵庫会では、2-3年前から県にその他業務の手数料を貰えないかと申し入れていたが、県からは、契約する際に相当な人件費等を積み上げており、追加業務についても含んでいるとして、受け入れられなかった。この件は、日事連から国に働きかけ、国か

ら県に指導してもらわないと難しい。

児玉会長一実態との乖離を調査して、方策を検討したい。

<配付資料>

資料1：令和2年度収支予算の変更について

資料2：特定資産の科目改廃・組替えについて

資料3-1：令和3年度事業計画書（案）

資料3-2：令和3年度収支予算について

資料4：第44回建築士事務所全国大会（熊本大会）の実施要領（案）

資料5：令和3年度共同要望運動の実施について

資料7：BIMセミナーの企画案について

資料8：BIMの標準ワークフローガイドライン建築設計三会提言（案）

資料9：令和2年度改正建築物省エネ法講習の開催結果等について

資料10：「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会テキスト改訂WG」目的・進め方・スケジュール等について

資料11：マンション修繕設計・監理業務契約約款の作成について

資料12：押印・書面の見直しに係る法改正事項について

資料13：既存住宅状況調査技術者講習考査委員会の委員について

資料14：会員・構成員異動報告等

■第4回総務・財務委員会（Web会議）議事概要

日 時 令和3年3月2日（火）14：05～16：10

場 所 日事連会議室

出席者 委員長 舟幡 健

委 員 水梨公雄、坂本忠志、金丸智昭、樋上雅博、
豊田隆雄、西 洋一

担当副会長 白井 勇

会 長 児玉耕二（特別出席）

事務局 居谷、前田、伊東、鈴木、松谷

議 事

(1) 令和3年度事業計画について

事務局より、資料1によって令和3年度事業計画について、

定例の項目の他、令和2年度までに検討した財務改革案及び単
位会支援案を具体化していく旨説明がなされた。

協議の結果、原案のとおり正副会長会に提案することとし
た。

(2) 令和3年度収支予算について

事務局より、資料2によって一般会計及び適合証明業務登録
機関特別会計の令和3年度収支予算について、次の説明がなさ
れた。

一般会計では、会費収入の基本会費は各単位会一律としてき
たが、比較的財政基盤の弱い小規模な単位会を支援するため、
構成員数に応じた算定方法に変更する予定とし、7月からの会
費規程の変更（一律3万円から1～6万円に変更）を前提とし
た額を計上した。また、特定資産の項目を組替えた他、単位会
組織強化支援金支出として、従来のブロック助成金に加え、単
位会の組織強化支援のための科目を新設し、会員増強、新規事
業の研究、デジタル化の促進等、単位会の組織強化に繋がる施
策の支援に充てることとした。

また、適合証明技術者の登録件数の減少等による多大な減収
に伴い、2会計間の人件費・事務所費按分率を見直し、一般会
計92%（従来87%）：適合証明業務登録機関特別会計8%
（従来13%）とした。

協議の結果、原案のとおり正副会長会に提案することとし
た。

(3) 第44回建築士事務所全国大会（熊本大会）の実施要領案
について

事務局より、資料3によって次のとおり概要説明がなされた。

令和3年度の熊本大会は、大会テーマを「大自然の脅威に耐
えて今そして未来へ」、大会スローガンを「環境の変化に
立ち向かい歴史と伝統を守りながら、新しい建築文化とまちづ
くり挑戦する」として、10月1日を中心に熊本市の熊本城
ホール等を会場として開催する。

大会行事は、大会式典、日事連建築賞作品展示、記念パー
ティの他、基調講演及びパネルディスカッションを開催する予
定としている。また、大会式典前日には青年話創会を開催する。

大会参加費は4,000円/人、パーティ参加費は12,000円/人で、予算総額は3,500万円である。

協議の結果、実施要領案の内容等について了承した。

(4) 各単位会・日事連財務改善方策案の検討について

白井副会長より、資料4によって単位会組織強化支援金事業の運用方針の他、基本会費の見直し及び特定資産の活用並びに全国大会のあり方等について説明がなされ、総務・財務委員会だけで対応可能かどうかの発言がなされた。

続いて、舟幡委員長より、単位会の持続的運営を図るための改善事項及び日事連のサポート、支援について説明がなされ、これまでに各委員より提出された意見をとりまとめ反映した内容であるが、各項目別に整理・検討を行う必要があるとの発言がなされた。

委員等より次の発言がなされた。

- ・肅々と受け止めていかざるを得ない。組織強化支援に大いに期待する。真剣に取り組んでいく。
- ・構成員の規模に応じた会費の算定方法については、受け入れざるを得ない。強化支援施策の中で取り戻したい。
- ・単位会組織強化支援金事業の運用方針に興味がある。企画・立案したい。
- ・所属単位会での会費算定と方法の考え方に近いので、今回の見直しは受け入れられると思う。
- ・構成員数の少ない単位会としては、組織の大小による配慮は、ありがたいことである。
- ・良いシステムだと思う。会員増強というよりも退会を阻止することが課題である。
- ・小さい会としては助かる。支援金の配分方法等は十分に検討する必要がある。
- ・所属単位会域内の登録事務所数は減少しているが、会員増強活動のおかげで会員数は少し増加している。努力もしている。会員にメリットのある活動が重要である。
- ・会員増強によるインセンティブや支援金2千万円の運用方針については、どういうやり方があるか。目標を設定

するのか。

- ・ばらまくのではなく、企画・立案して審査した方がよいのではないか。
- ・組織強化支援金の査定は、本委員会が担うことになるのか。
→まだ決まっていない。
- ・種々の企画があると思われるが、きめ細かい対応ができる指針があるとするとよい。ジャンル・メニューを示してもらえるとありがたい。
- ・目的、目標にあったものであるべきである。査定方法等については、今後検討していく必要がある。他の委員会に託すことも考えられる。他団体が実施している事業助成の審査方法を参考にすることも考えられる。
- ・本委員会だけで引き受けるのはどうかと思われる。とりまとめは総務・財務委員会、研修なら教育・情報委員会というように、専門の委員会にお願いすることも考えられる。
- ・6月の常任理事会までにはイメージが必要である。
- ・素案は本委員会で検討し、最終は常任理事会で承認・決定する流れになる。
- ・どういう使い道なのか。結果に対するインセンティブなのか。事業に対する支援なのか。
- ・インセンティブと支援は別のことである。
- ・後からついてくるというよりも、プラスアルファになる企画・アイデアが重要である。
- ・日事連全体で共通して行える企画がベターと考える。会員拡大に繋がるパンフレットの作成、Webコンテンツ、広告等はどうか。
- ・講習会等のリモート推進のための受講料等課金システムとかもある。

協議の結果、単位会組織強化助成金の査定方法等について、引き続き検討することとした。

(5) 建築士事務所登録手数料等の見直しについて

事務局より、資料5によって建築士事務所登録手数料等の見直しについて次のとおり概要説明がなされた。

これまでに、ブロック協議会から「建築士事務所登録手数料等の見直し」について、国への働きかけの要望が出されている。日事連としても度重なる消費税率引き上げが建築士事務所登録手数料に反映されていないこと及び同手数料と登録業務の実務とのかい離があることは承知しているが、関係機関に要望するには、十分なデータや根拠が不可欠であり、まず現状登録申請に係る実務に要している業務量、費用等、また各都道府県における当該手数料の積算根拠等について調査することにより、現状のかい離等の状況の把握に努めたい。

委員等より次の発言がなされた。

- ・変更に係る手続きがかなり負担になっている。所属単位会では、量的なデータ等も調査するつもりであり合理的に実施したい。
- ・年次報告も同じである。適正な報酬での実施ならやる価値はあると思う。
- ・所属単位会では、事務所登録手数料を引き上げた際、単位会への手数料も意外とスムーズに引き上げの承認を得られた。変更手数料については、国からの統一した意見・要請が不可欠である。国へ直接働きかけるためにも実態把握が必要である。至急調査してほしい。
- ・所属単位会の手数料引き上げには、県は消極的である。他県の現状を知りたい。国からの指導があれば有効と思われる。
- ・条例で定められているから見直しは難しい。近畿ブロックも要望を出しても構わない。また、スケジュールはどうなのか。→筋道が見えているわけではない。実態を調べて要望に繋げてみようかという状況であり、「調査有りき」である。
- ・この会の活性化のためにも、コロナ禍において積極的に取り組むべき事項である。今後とも提案・要望をお願いしたい。
協議の結果、現状のかい離等の状況を把握するため、アンケート調査の実施に向けて引続き検討することとした。

次回開催予定

令和3年5月18日(火) 13:30~16:00

(配布資料)

第3回総務・財務委員会(We b会議) 議事概要

資料1: 令和3年度事業計画書(案)

資料2: 令和3年度収支予算(案)、令和3年度収支予算編成の主要事項(案)

資料3: 第44回建築士事務所全国大会(熊本大会)の実施要領(案)

資料4: 単位会組織強化支援金事業の運用方針について、単位会の持続的運営を図るための改善事項及び日事連のサポート、支援について

資料5: 建築士事務所登録手数料等について

■第2回 教育・情報委員会(We b会議) 議事概要

日時: 令和3年2月19日(金) 13:55~15:05

場所: 日事連会議室

出席者

委員長 小林正澄

委員 仲川昌夫、栗田政明、中川 潔、佐藤和夫、坂本拓三、村社俊弘

事務局 居谷、前田、野出、東小川

欠席者

担当副会長 岩本茂美

配付資料

資料1-1: 令和2年度「管理研修会」実施予定・実施結果

資料1-2: 開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会について

資料2-1-1: 令和2年度「管理建築士講習」実施計画・実施結果

資料2-1-2: 令和2年度「建築士定期講習」実施計画・実施結果

資料2-2: 動画視聴方式の導入について

資料3-1: 令和2年度「J I I M A講習会」実施計画・実施

結果

資料3-2：日事連で実施している講習会一覧と令和3年度の

予定

資料4：令和3年度 教育・情報に関する事業計画（案）

議事

1. 「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」 について

(1) 実施状況

○事務局から「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」の実施状況について報告した。(資料1-1)

- ・32単位会42会場・2,503名が受講(2月17日現在)。年度末にかけて、9会場で開催予定。昨年同様、33単位会で知事指定。6単位会は後援、7単位会は開催なし。
- ・原則会場講習のため、コロナ禍で受講者減を危惧していたが、おまいのほか受講希望者が多かった。しかし、昨年度同様3,000名に届かない予想。
- ・来年度テキストの部分改訂について、現在、佐野主査に改訂箇所を相談中。

(2) テキスト改訂について

○事務局から「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」のテキスト改訂について報告した。(資料1-2)

- ・前回の大改訂から5年目に当たるため、テキスト大改訂を行う。2回目の大改訂であり、令和4年度以降の使用を予定。
- ・別途WGを設けて編集のコアの作業を行う。主査は宮原浩輔理事(東京会)、委員は庄司雅美副会長(北海道会/元教育・情報委員長)、富樫亮理事(東京会)、小林正澄常任理事(石川会)、吉田茂調査役。コアがまとまった後、別途執筆陣に依頼。
- ・6月までに編集方針決定、年内に執筆、年明けて印刷の予定。
- ・テキスト内容が知事指定の要件になっている都道府県

が半数程度あるため、編集方針が確定した時点で各単位会に骨格を提示し、知事指定の見込みを確認する。前段として現テキストへの改善要望等、講師を中心にアンケートをとり反映したい。

- ・今後の開催方法等について、範囲をどのように示すか協議したい。なお、実施要領から逸脱したとしても、別の講習として知事指定をとることは可能。

○委員からの意見等は以下のとおり。

- ・仲川委員：オンラインで5時間は長い。テキストではBIMについて充実させてほしい。
- ・栗田委員：日事連が国交省に働きかけ、各都道府県に指定講習とするよう要望したい。
- ・中川委員：重要事項説明のIT化が始まったこともあり、時代の流れでオンライン講習を進めるべき。5時間は長い。内容を精査して効率良く進めたい。
- ・佐藤委員：オンライン講習を進めてほしい。主な講習は和歌山で実施するが、県内でも遠いところでは2時間ほどかかる。オンライン化すれば受講者も増えるのではないかと。
- ・坂本委員：島根は端から端まで4時間かかるため、オンライン講習は喜ばれるのではないかと。受講者増にもつながる。
- ・村社委員：昨年度は開催したが、今年度は開催せず。受講者が少なく、講師謝金が負担。DVDの作成、DVD講習を希望する。
- ・小林委員長：オンライン講習が良い。地域編をどうするか。全都道府県、すっきりと知事指定を受けたい。
→事務局：義務付けの要望について、本講習は元は大臣指定で義務付けのように扱われていたが、十数年前に法令等に根拠のない指定、講習等の義務付けが廃止されたという経緯がある。これをまた義務付けできないかと要望を繰り返しているが、法令に記述がないため、現状の低い受講率から見ても義務付けは難しいという回答を得ている。

→事務局: オンライン講習の方法はいくつかある。東京会の管理研修会は、講師は会場、受講者は端末から参加し、ライブ配信型のオンライン講習を実施した。既存住宅状況調査技術者講習は、あらかじめ制作した映像をオンラインで流して受講確認をし、別途質問対応をしている。

2. 法定講習（管理建築士講習・建築士定期講習）について

(1) 実施状況について

○事務局から法定講習の実施状況について報告した。（資料2-1-1～2-1-2）

・管理建築士講習は、事務所協会610名、建築教育センター臨時講習52名受講（2月16日現在）。今年度の受講者は合計約850名の見込みで、昨年度の65%程度。コロナ禍対応で定員を収容人数の50%以下と制限しているものの、用意できる会場数は例年とほぼ変わらないためと考えられる。

・建築士定期講習は、事務所協会9,303名（2月16日現在）。今年度の受講者は合計30,000名弱の見込み。年度末は会場が足りていないところもある。インセンティブ配賦については、申込者数合計27,922名（2月9日現在）で今年度も望みは薄い。

○委員からの意見等は以下のとおり。

・小林委員長: 受講者が減ったということは、他の登録機関に流れているのか、次年度に持ち越しているのか。

→事務局: 昨年度末は次年度にずれ込んでも良いとの通知があったが、今年度末は動画視聴方法の導入もあり、通知を出す予定はないとのこと。他の登録機関に流れているかは不明。

(2) 動画配信による講習の実施について

○事務局から法定講習の動画配信による講習の実施について報告した。（資料2-2）

・定期講習について、インターネットから申し込み動画視聴方式をとった受講者については、委託費配分を別途設定するため、年末から建築教育センターと協議中。

・※印以降は削除。

3. 他の講習について

(1) 「設計図書の電子的作成・保存の実務講習会」について

○事務局から「設計図書の電子的作成・保存の実務講習会」について報告した。（資料3-1）

・今年度は19単位会27会場・765名が受講。昨年度は1,185名が受講、2年間合計36単位会54会場・1,950名が受講した。

・来週には講習会テキストの一般販売を開始（→3月25日から開始した）。

(2) その他の講習の令和3年度の実施予定について

○事務局からその他の講習の令和3年度の実施予定について説明した。（資料3-2）

・既存住宅状況調査技術者講習: 平成29年から開催、3年更新、事務所協会の登録者は約5,000名。今年度からオンライン講習開始（修了考査を含む）、会場講習も開催。

・適合証明技術者業務講習: 秋ごろから開催。既存住宅状況調査技術者であることが前提条件となったため、同日講習も予定。

・四会連合協定 設計・監理契約書類の講習: 今年度刊行した解説書に関する講習会を予定。

・JAAF-MST講習: 「JAAF-MST」は平成25年に制定した業務報酬算定システム、会員は無料で利用可。

・実例に学ぶ 建築士事務所のトラブル予防研修会: テキスト作成から時間がたっているため、あまり開催していない。

・震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針講習会（日本建築防災協会）: 5年ごとに一斉更新。来年度が更新の年に当たる。

・膜構造・見学会&講習会（日本膜構造協会）: 現地を見学し、説明を受ける。

○委員からの意見等は以下のとおり。

・小林委員長：BIMセミナーのDVDはどのくらいの時間か。

→事務局：これからBIMの導入を考えている事務所向けに、活用方法等を中心に事例を添えてプレゼン、約3時間の予定。

・坂本委員：BIMセミナーのテキスト、概要があれば参考に欲しい。

→事務局：テキストは作成しないが、PowerPointを使用してプレゼンするため、PDFで提供する予定。企画案を送付する（→2月19日に送付した）。

4. 【協議事項】令和3年度事業計画について

○委員長が令和3年度事業計画について説明・確認した。（資料4）

○委員からの意見等は以下のとおり。

・仲川委員：建築士事務所の新しい事業を検討していると聞いたが、どの委員会で協議しているのか。まとまったものを建築士事務所に発信する必要があるのではないか。

→事務局：建築士事務所・単位会が新たに取組む業務の開発をしようと「業務開発専門調査委員会」が業務技術委員会の傘下に新たに設置されたが、まだ講習等の見通しはない。

・中川委員：「5）講習会Web受付システムの利用推進」とはどういう内容か。

→事務局：従来、講習の受付は対面や郵送で行っていたが、電子決済なども利用できるWebで申し込めるシステムをつくったため、その利用推進。

・佐藤委員：単位会の経営的にも、会員のためになる講習会を企画してほしい。

・村社委員：「6）建築士事務所の業務環境改善等にかかわる調査・研究」の具体的内容は。

→事務局：新たに設置された「働き方改革推進WG」に関すること。11月に1回目のWGを開催したが、

まだ報告事項はない。

・小林委員長：委員会としてWGにどう携われればよいか。

→事務局：委員会に適宜報告し、連携していく。

○協議の末、原案のとおり承認された。

5. その他

○次回委員会

令和3年4月26日（月）14:00～16:00

■第36回 構造技術専門委員会(Web会議)議事概要

日時 令和3年3月25日（木）14:00～16:30

場所 日事連会議室、委員事務所

出席者

委員長 鈴木 正英

副委員長 山浦 晋弘

委員 佐々木 雄河、喜々津 仁密、仲山 雅一、
佐藤 博昭、小田切 智明、西 邦弘、
横田 友行

事務局 千浜、安藤、岡本

【配付資料】

第35回 構造技術専門委員会議事概要

資料1 構造関係規定のあり方検討会 意見照会日事連回答

資料2 構造関係規定のあり方に関する検討（既存建築物関連）についての日事連へのヒアリング

資料3 構造関係規定のあり方に関するヒアリング提出意見

追加資料1 建築物の強風対策関連の国交省HP

追加資料2 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造方法を定める件等の改正について（技術的助言）

追加資料3 瓦の緊結方法に関する基準の強化
参考資料（S46-109）

追加資料4 瓦の緊結方法に関する基準の強化
新旧対照表（S46-109）

追加資料5 既存不適格建築物の増改築時に適用される基準（屋根） 参考資料（H17-566）

追加資料6 既存不適格建築物の増改築時に適用される基準（屋

根) 新旧対照表(H17-566)

追加資料7 風圧力を算定する基準(地表面粗度区分)の合理化
参考資料(H12-1454)

追加資料8 風圧力を算定する基準(地表面粗度区分)の合理化
新旧対照表(H12-1454)

議 事

1. 構造技術に関する諸状況について

○追加資料1~8により、令和2年12月7日に公布された屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造方法を定める件等の改正内容について、喜々津委員より説明がなされた。主な内容は以下の通り。

【瓦の緊結方法に関する基準の強化】

- ・瓦の緊結方法について、業界団体で作成された「瓦屋根標準設計・施工ガイドライン」で施工された瓦屋根が房総半島台風においても被害が少なかった実績から、建築物の瓦屋根に係る現行の仕様基準を改正し、同ガイドラインの仕様を義務化するととの改正があった。なお、瓦屋根標準設計・施工ガイドラインは現在改定作業中で、来年度前半を目途に公開予定。
- ・主な改正内容としては、緊結箇所を全ての瓦を対象とし、緊結方法を瓦の種類、部位、基準風速に応じた緊結方法とする旨、改正された。特に瓦の種類について、基準風速が 38m/s を超える地域については、フック等によって耐力が期待できる「防災瓦」を使用する旨、規定されている。

【既存不適格建築物の増改築時に適用される基準(屋根)】

- ・瓦の緊結方法に関する基準の強化に伴い、既存不適格建築物の取扱いの考え方についても規定された。今回の改正により不適格となる瓦屋根を有する建築物は、建築基準法上の既存不適格建築物となり、ただちに新基準への適合を求められることはない。また、今回の改正で既存不適格となった建築物を増改築する場合、増改築部分以外の既存部分へは、新基準を基本的に遡及適用しない扱いとする。

【風圧力を算定する基準(地表面粗度区分)の合理化】

- ・改正前の地表面粗度区分ⅡとⅢの取扱いが、都市計画区域内外で異なっていたが、改正によって全ての区域の基準がまとめら

れた。

【技術的助言】

- ・規定強化の内容となるため、一定の周知期間を設け、令和4年1月1日付で施行される。
- ・「第1 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造方法を定める件の一部を改正する件」の「3. 同等以上の耐力を有する方法又は構造計算による方法で屋根ふき材の緊結を行う場合について」では、告示の条文内で記載されている、ただし書きの内容となる構造計算によって構造耐力上安全であることを確かめる方法により、屋根瓦をふくことも可能である旨、記載されている。
- ・「第3 Eの数値を算出する方法並びに V_o 及び風力係数の数値を定める件の一部を改正する件」の「2. 粗度区分の変更について」では、今回の改正で都市計画区域外の一部の区域について粗度区分Ⅱから粗度区分Ⅲとなるが、当該区域について極めて平坦で障害物が散在していると判断できる場合は、行政庁等で実況に依りて粗度区分Ⅱとすることができる旨、記載されている。

○協議事項

- ・既存建物における屋根瓦の緊結方法を確認する場合は、一度取り外さないと確認できないが、昔の緊結方法であれば取り外しは容易なので、比較的簡単に確認可能。
→簡易的にはあるが、3点緊結の場合、ケラバ側面に2箇所のネジ頭が見える場合が多いということや、軒先の瓦を双眼鏡で確認した際にネジ頭を確認するなどの調査で、ガイドラインに沿った工法である可能性が高いことを確認できる。
 - ・追加資料7で示されている粗度区分の対象規模を示す図はどのように見ればよいのか。
→白で示されている範囲が粗度区分Ⅱで、緑で示されている部分が粗度区分Ⅲとなる。なお、点線で示されている部分は、別途特定行政庁が規則で定められる部分。
 - ・従前の都市計画区域内で粗度区分Ⅲで設計された建物について、今回の改正により特定行政庁が粗度区分Ⅱに指定した場合、当該建築物は既存不適格の扱いとなるのか。
→既存不適格の扱いとなる。
- ### 2. 構造関係規定のあり方に関する検討会の報告

○資料1～資料3により、構造関係規定のあり方に関する検討会のヒアリング内容の報告について、西委員より説明がなされた。主な内容は以下の通り。

- ・構造関係規定のあり方に関する検討会より意見照会が行われたため、当時の構造技術専門委員会の委員へ意見を募り、資料1の通り回答を提出した。
- ・各団体の意見を取りまとめている中で、特に既存建築物に対する構造関係規定に関する検討についてのヒアリングを実施したいとの要望が届いた。日事連からは、仲山委員と西委員が出席。意見照会時に、日事連から提出された意見内容の中に、既存建築物に対する構造関係規定に関する意見が提出されなかったが、当該内容に関する追加の意見内容はないかどうかの確認が、ヒアリングの主旨であった。
- ・上記連絡内容に対して、資料3の通り日事連より意見を提出し以下のようなヒアリングが実施された。

「増築申請や用途変更の際の補強工事に、長期の場合など、あと施工アンカーが使用できないため、工事費が嵩高となり断念される」

→あと施工アンカーについては、現在改修設計にも使用できるように検討中とのこと。また、あと施工アンカーの性質上、現場により左右されるが、適切に使用できる場合においては長期も短期も使用できるように、検討中との回答があった。他にも、大梁などの下端に鉄筋を追加する場合など様々な場合を含めて、審査段階で検討する必要があるとのこと。

「新耐震の耐震壁への開口の新設、拡張の際に $I_s \geq 0.6$ であれば、建築基準法で定める耐震性能と同等であるという規定があっても良いのではないかと。」 (※)

→技術解説書に書いていないために認められない場合があるため、そうならないように対応頂きたい旨、お願いをした。回答としては、程度問題があるため、実務者よりサンプル事例の提示を依頼し、そのサンプル事例について判断するとのことであった。

「新耐震以前の壁構造の建築物が、現行の壁量を満足すれば、建築基準法で定める耐震性能と同等であるという規定があつて

も良いのではないかと。」 (※)

→壁量だけで判断するのはハードルが高いのではないかとのことであった。

「新耐震の耐震壁への開口の新設・拡張の際に他の部分で同じ耐力を補填でき、F e s が現状よりも悪くならないのであれば、耐震性能が劣ることはないため、既存不適格という判断はできないかと。」 (※)

→元の耐力がない部分に壁を取り付けた場合についても、

F e s が満足している場合は良いこととなっているが、良いのかということも話題に挙げたところ、具体的な構造計算手順や計算する内容も含めて、検討したいため、メール文で提出頂きたいとの回答があった。なお、既存不適格建築物においても、現行法に適合させなくてもよい緩和規定を設けているため、問題ないのではないかとということであった。必要なことは、安全性が損なわれていないということを説明できる方法を検討・提案していくこと。

(※) 建築確認済の建築物を対象としており、4号建物や建物と切り離れた増築物は対象外。

- ・上記内容に加え、他団体からも意見が出ていることを踏まえて、具体的なサンプル事例の提供などを求めている予定とのこと。現状は提出依頼を待っている状況。提出する事例は、ただ困っているというのではなく、具体的な場面や解決案等があると、検討会としても判断しやすい旨の説明もあった。

○協議事項

- ・検討会に寄せられた意見への対応等について、大まかなスケジュール等は決まっているか。
→具体的なスケジュールは未定。現在は寄せられた意見の仕分け作業を行っている。
- ・建築物の構造関係技術基準解説書に記載が無いものについては認められないという状況は、あまり良い状況ではないと考えられるため、意見内容を踏まえて検討頂きたい。
- ・可能な限り設計の自由度を高める方向で検討頂きたい。
- ・耐震改修等でも使用可能となるあと施工アンカーについて、使用可能になるのはいつごろか。

→あと施工アンカーについても期日等は未定。

- ・国土交通省や国土交通省国土技術政策総合研究所にて、サンプル事例や相談事項などがあれば、単位会会員も含めて情報提供に協力可能なため、依頼頂きたい。
- ・既存不適格建築物の増築や改築で確認申請が不要な場合において、上記意見の中の耐力壁への開口部を新設・拡張を行った場合、構造耐力の検討を行った場合でも、その建築物は違反建築物となってしまうのか。追加で検討頂きたい。
- ・例えば、RC造3階建ての建築物を老人ホームや介護施設等へ用途変更する場合に、部分的に床スラブを撤去しエレベーターを設置する際、鉄骨支柱が入りにくく、直接、中間梁を本体にあと施工アンカーにて施工される場合にあと施工アンカーが長期的に影響を及ぼすこととなるため、追加で検討頂きたい。

→上記2点の追加検討要望事項については、具体的な内容を提供頂いた上で検討したいため、追って西委員から佐々木委員へ情報提供を行う。

- ・既存建築物に関する内容に限らず、今後追加で要望したい内容が発生した場合、その旨を意見できる場は設けられる予定はあるか。

→今後も必要に応じて意見照会を実施する予定。

3. その他

○鈴木委員長より、東京会で構造標準図を販売している旨、報告がなされた。今回構造標準図の改定作業を終え、東京都行政連絡会に監修を依頼し、早ければ5月中旬に販売開始予定。

○今後の活動方針について、協議がなされた。主な内容以下の通り。

- ・「建築物の構造関係技術基準解説書」、「建築構造設計指針」、「構造設計Q&A集」は三位一体のため、構造設計Q&A集も見直す必要があるのではないか。
- 現在の構造設計Q&A集は、前回の改定の際に、法令に係る部分と構造設計の解釈に係る部分を明確に分けて改定作業を行い、法改正の度に改定をしなくて良いように整えた。そのため、あまり変更点はないのではないかと考えられる。
- もう一度見直す必要があると考えられるが、大きな改定部分はあまり無いと思われる。

→2020年版 建築物の構造関係技術基準解説書と建築構造設計指針の改定内容等の比較内容について、会誌等を通じて情報提供をしてはどうか。

→実際にQ&A集そのものを改定するには2年程度の期間を要するため、会誌で改定内容等の比較内容を情報提供するのは有効と考えられる。

→実務の内容がほとんどであるため、作業については可能な限り以前担当した方で担当する方がよい。

→全ての内容について検討すると時間がかかりすぎてしまうので、章ごとなど、範囲を区切って検討した方がよい。

今後のスケジュール

- ・5月21日（金）を目途に、東京会と大阪会にて、以前構造設計Q&A集の改定作業を担当した各担当者へ確認を行い、比較内容をメールで事務局へ送付。

次回開催予定

- ・次回開催日程については、構造設計Q&A集の比較内容の抽出状況により調整。

■第3回 青年部会連絡会議（Web会議）議事概要

日時 令和3年3月26日（金）13:30～15:30

場所 日事連会議室

出席者 主査 本澤 崇（栃木会）

委員 東山 圭（宮城会）、川手謙介（東京会）、
小林範子（京都会）、村田正道（広島会）、
松澤 徹（福岡会）、山室昌敬（熊本会）

会長 児玉耕二（特別出席）

事務局 居谷、前田、伊東、松谷

欠席者 委員 出村洋一（福井会）

担当副会長 庄司雅美（北海道会）

児玉会長より、次の発言がなされた。

3月の理事会において青年部会に係る予算を確保してほしいとの要望が出されたが、何にどの位必要か明確にしていく必要がある。

令和3年度予算では、コロナ禍ではあるがブロック助成金は前年度と同額とし、その一部を青年部会の経費に活用出来ることとした。

各ブロック協議会の事情が異なり、各ブロックの裁量に任せる。

令和4年度の鳥取での青年話創会の開催方法については、今後検討していくが、大会式典の午前中に2時間、50名規模の会議を開催したいとの希望が本連絡会議より出ている旨は、霜村鳥取会会長へ伝えている。

本連絡会議は決議機関ではないことから、項目に応じてしかるべき委員会（総務・財務委員会等）を通じて承認を得る必要がある。

議 事

(1) 各ブロック協議会内での青年部会等の設置に向けて

各委員より、資料1によって令和4年10月までに6ブロック全てでブロック青年部を立上げることを目指し、今後進めていくために所属ブロックに見合った「青年部会設置状況及び活動方法」について意見が出された。

- ・所属ブロックの会長会議において、各県共通で青年部の活動の重要性を認識し、予算を確保していることで、青年部の活動が活発に出来ている。所属単位会あつての活動であり、所属単位会の応援が不可欠である。各単位会の執行部レベルが重要と認識することから始まる。
- ・日事連の会長から正式にブロック青年部の立ち上げ要請、もしくは今後の重要な命題であることの表明が必要である。
- ・青年話創会をきっかけに隣県の青年部と知り合う事もできる。ブロック会長会議に合わせて持ち回りで青年部会を開催してみようか。
- ・まずは顔を合わせてお互いの状況を確認し、その中で何かから始めなくてはならないのかを話し合うことが一番の近道である。
- ・そもそも単位会によって成り立ちに違いがあり、単位会の青年部会への理解が重要である。
- ・所属ブロックは前向きではあるが、地理的状況や単位会による事情がある。
- ・青年部会のない単位会から次世代が参加を希望する際の受け皿とする。
- ・リモートでの会議も普及してきているが、最初は顔を合わせた方が、その後のリモートを活用した話し合いもスムーズ

ズにいく。

- ・設置済みのブロック青年部会の資料等を参考にする。
- ・単位会で青年部会を立ち上げられないことで、新規入会者の行き場がない状況である。
- ・青年部会という組織を作ることで、協会への加入メリットにも繋がる。
- ・個人的なつながりでは広がっていかない。公式的に交流が出来るように各ブロック会議で取り上げてほしい。
- ・組織や形を優先するのではなく、ブロック版話創会、交流会やブロック代表者会議等イベントから発展させてはどうか。
- ・単位会内に青年部会を設置しても独りよがりになりがちであり、全国共通の議論が難しい。状況が共有できるブロックレベルでの意見交換や支援活動が重要である。
- ・会員増強のツールとして明快に打ち出していくのは非常に良いと思う。青年部会の位置付けを強調していくと良い。
- ・年に1回は集まる等の工夫をしながら、Webを活用して推進してはどうか。
- ・Web会議を実施した場合、人数を限定しないと発言出来ない参加者も出てくる。お金を掛けずに支援が出来る方法を検討していかなければならない。
- ・何かネタが必要である。ブロックは日事連に繋がっているため、ブロックに対する日事連からの推進の声かけは出来るのではないかと。
- ・組織の確立は難しいが、活動の推進を依頼することはブロック協議会予算の活用も含めて可能である。
- ・リモートではブロック協議会に付随して青年部会の集まりを行うのは難しい。日事連としてのバックアップが難しいとなると、ブロック協議会に要請して承認を得ることになるのか。
- ・承認という程堅苦しいものは必要ない。こういう風にやりますと報告し、了承を得る程度の理解でよいのではないかと。
- ・所属単位会で聞く限り、単位会間のまとまりがつかず、公式の会合としてなかなか認めてもらえない。個人同士の集

まりとしてしかやれない。やはり「ブロック協議会の予算を活用して青年部会の活性化を！」というような日事連会長の発信が欲しい。

- ・（児玉会長）日事連会長と青年部会連絡会議との対談を企画し、会誌に記事を掲載することはどうか。キャンペーンになると思う。
- ・その企画に大いに期待する。視界が開けたように感じる。

協議の結果、各ブロック協議会内での青年部会等の設置に向けて引き続き協議検討を行う。

児玉会長と青年部会連絡会議の委員との座談会を4月から5月頃に行い、その内容を会誌7月号または8月号へ掲載すべく調整する。その企画提案は、児玉会長より会誌編集専門委員会へ行うこととした。

(2) 今後の青年話創会の開催について

各委員等より、資料2によって今後の青年話創会の開催について次のとおり意見が出された。

- ・青年活動が当たり前という空気作り、意識改革が大事である。
- ・所属ブロックの単位会としては、鳥取会及び島根会から協力要請があれば動きやすい。主管会の意向は大事である。
- ・和歌山大会の時は、和歌山会主導で進められていたが、ブロック一丸となってやろうということで、協力体制の構築に繋がった。周りの協力が不可欠であり、青年組織が無くてもあきらめることはない。
- ・関東甲信越ブロックでいうなら次は新潟大会ということになる。コンパクトな開催に努める鳥取大会を成功させたい。意義の大きさを発信してほしい。
- ・主管会がどこになるかによって、全国的に集うことにより横の繋がりを推進するパターンや、ブロックの代表者が集まりブロックで開催するパターン等が考えられる。

協議の結果、今後の青年話創会の開催方法等について、引き続き協議検討していくこととした。

(配付資料)

第2回議事概要

資料1 各ブロック協議会内での青年部会等の設置に向けて(各委員意見まとめ)

資料2 今後の青年話創会の開催について(各委員意見まとめ)

■主な行事予定

令和3年

- | | |
|-------|-------------------------------|
| 5月18日 | 総務・財務委員会 (Web会議) |
| 20日 | 監査会 (Web会議) |
| 24日 | 正副会長会 (Web会議) |
| | 新型コロナウイルス感染症対策本部会議
(Web会議) |
| | 常任理事会 (Web会議) |
| 6月1日 | 日事連建築賞選考委員会 |
| 3日 | 日事政研役員会 (Web会議) |
| | 理事会 (Web会議) |
| 7日 | 適合証明登録制度運営委員会 (Web会議) |
| 9日 | 法制度対応特別委員会 (Web会議) |
| | 管理研修会テキスト改訂WG (Web会議) |
| 11日 | 会誌編集専門委員会 (Web会議) |
| 15日 | 専門担当委員 (建賠保険担当) (Web会議) |

令和3年4月末 会員・構成員異動報告等

1. 期 間 令和3年4月1日～4月30日
 2. 会員在籍 正会員 46団体 構成員 14,492事務所
 賛助会員 5社

単位会	構成員		建築士事務所登録		賠償責任保険		
	増 減	在籍数(A)	登録数(B)	加入率(A/B)	増 減	加入数(C)	加入率(C/A)
北海道	+ 1	1,008	4,276	23.6%	+ 2	281	27.9%
青森	- 2	165	925	17.8%		45	27.3%
岩手	+ 6	263	957	27.5%		69	26.2%
宮城	+ 2	349	1,941	18.0%		78	22.3%
秋田		146	1,039	14.1%		46	31.5%
山形		195	1,122	17.4%		59	30.3%
福島		231	1,557	14.8%		65	28.1%
茨城		457	1,959	23.3%		161	35.2%
栃木		165	1,351	12.2%		80	48.5%
群馬		189	1,630	11.6%		93	49.2%
埼玉		463	4,690	9.9%	+ 1	133	28.7%
千葉	- 2	353	3,351	10.5%		119	33.7%
東京	- 1	1,614	15,033	10.7%	+ 4	610	37.8%
神奈川	- 2	737	5,972	12.3%	+ 2	227	30.8%
新潟	- 1	312	2,235	14.0%		137	43.9%
長野		401	2,080	19.3%	+ 1	119	29.7%
山梨		110	817	13.5%	+ 1	14	12.7%
富山		303	1,177	25.7%		66	21.8%
石川	+ 3	313	1,288	24.3%		64	20.4%
福井		214	934	22.9%		55	25.7%
静岡	+ 2	395	3,069	12.9%		141	35.7%
愛知	+ 1	527	5,049	10.4%	+ 1	143	27.1%
三重	- 1	188	1,224	15.4%		66	35.1%
滋賀	+ 1	187	1,127	16.6%	+ 1	40	21.4%
京都		370	2,176	17.0%		104	28.1%
大阪		799	6,395	12.5%		235	29.4%
兵庫	+ 3	366	3,492	10.5%	+ 1	105	28.7%
奈良		104	856	12.1%		26	25.0%
和歌山		118	743	15.9%		24	20.3%
鳥取		113	479	23.6%		52	46.0%
島根	- 1	115	646	17.8%		61	53.0%
岡山		378	1,446	26.1%		76	20.1%
広島		352	2,299	15.3%		150	42.6%
山口		104	1,024	10.2%		40	38.5%
徳島	+ 2	109	838	13.0%		15	13.8%
香川		87	1,056	8.2%		20	23.0%
愛媛	+ 1	182	1,184	15.4%		49	26.9%
高知	+ 1	139	663	21.0%		32	23.0%
福岡	+ 3	475	3,250	14.6%		170	35.8%
佐賀		182	609	29.9%		46	25.3%
長崎		234	824	28.4%		44	18.8%
熊本		237	1,402	16.9%		106	44.7%
大分	+ 1	157	882	17.8%		42	26.8%
宮崎		111	913	12.2%		48	43.2%
鹿児島		296	1,206	24.5%		90	30.4%
沖縄	- 1	179	1,306	13.7%		67	37.4%
計	+ 16	14,492	98,492	14.7%	+14	4,513	31.1%

※建築士事務所登録数(B)は令和2年4月1日時点の数字である。